

令和6年度高根沢町立上高根沢小学校小規模特認校児童募集要項

令和5(2023)年8月 高根沢町教育委員会

1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度とは、小規模校の特徴を生かし、特色ある教育活動を推進している上高根沢小学校に就学を希望する場合、一定の条件を付し、通学区域に関わらずに就学を認める制度である。

2 募集学年及び人数

原則として各学年の児童数が最大20名に達するまで受け入れる。ただし、現在在籍している児童の兄弟姉妹の転学・入学については配慮する。

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
募集人数	8 名	3 名	8 名	2 名	1 4 名	1 1 名

※ 募集人数を超える応募があった場合は、教育委員会が別に定める選考方法により就学の可否を決定する。

3 応募要件

- (1) 高根沢町に住所を有し、高根沢町立小学校に就学、又は就学を予定している児童を対象とする。
- (2) 児童とその保護者が、上高根沢小学校の教育方針に賛同し、教育活動やPTA活動等に協力する。
- (3) 原則として小学校を卒業するまで通学する。ただし、どうしても通学できない事情が生じた場合は、教育委員会において協議を行う。
- (4) 通学にあたっては、原則として保護者の責任において行う。ただし、申請によりスクールバスを利用することができる。

4 応募手続き

- (1) 募集期間
令和5(2023)年11月6日(月)～令和5(2023)年11月30日(木)
- (2) 申込み
「小規模特認校就学申請書」を募集期間内に高根沢町教育委員会に提出する。

5 事前説明会・学校見学

日 時：令和5(2023)年11月5日(日) 13:30～
場 所：上高根沢小学校
内 容：上高根沢小学校ならではの教育活動の説明会、学校内見学等

※ 入学・転学を希望する保護者は、上高根沢小学校の特色等を理解してもらうため、事前説明会・学校見学(11月5日)に必ず参加するものとする。なお、どうしても参加できない場合は、別の日に学校見学をして、学校長の説明等を受けるものとする。

※ 参加を希望する保護者は、学校(675-0648)へ事前に連絡する。

6 その他

阿久津中学校区から通学している児童は、卒業後に阿久津中学校、又は北高根沢中学校に進学することができる。